

江東区長期計画(後期)策定

平成27年度～31年度



社会情勢の変化、区民ニーズに対応

区は、区政を取り巻く環境の変化や区民ニーズに対応するため、「江東区長期計画(後期)」を策定しました。7つの重点プロジェクトや、施策ごとに取り組みの成果を把握するための「指標」を設定し、計画の最終年度である平成31年度の目標値を掲げています。

50万人都市・江東として魅力あふれるまちの実現に向け、計画の着実な実行に取り組みます。(詳細は2面)

☎ 企画課企画担当 ☎3647-9168

▲未来の江東区づくりに向け、長期計画(後期)がスタート!(写真は、花見でにぎわう木場公園)

計画策定にあたって



江東区長 山崎 孝明

江東区は、基本構想に定める区の将来像「みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東」を具体化させるため、平成22年3月に江東区長期計画を策定し、区民の皆さんとともに、すべての人が生き生きと暮らせるまちの実現に取り組んできました。

長期計画の折り返し地点を迎え、この5年間を振り返ると東日本大震災の発生や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、南部地域を中心とする人口増加など、区民生活や区政を取り巻く環境は大きく変化し、それにもない新たな課題も生

まれています。

長期計画策定時には想定し得なかつた社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに対応するため、このたび「江東区長期計画(後期)」を策定いたしました。

長期計画(後期)では、区のまちづくりに極めて大きな影響をおよぼす「重要課題」として「築地市場の豊洲移転整備」と「中央防波堤埋立地の帰属」の2項目を、特に重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」として7項目を掲げ、着実な実施に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

また、保育待機児童の解消や学校収容対策をはじめ、高齢者・障害者福祉の推進、観光・まちづくり、環境対策、教育など、

多様な課題に対応していくため、より効果的・効率的な行財政運営に努めてまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、江東区を世界に誇れるまちにするとともに、未来のこどもたちへ美しいまちを残すための絶好の機会と考えています。平成28年には豊洲に新市場が開設する予定であり、江東区はより一層魅力的なまちへと成長していくこととしましょう。

まちの活力と言える人口は、50万人を突破する勢いで増加しています。50万人都市・江東として、区民の皆さまとともに区のさらなる発展と基本構想が目指す未来の江東区づくりに向け、意欲・スピード・思いやりを持って着実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

7つの重点プロジェクト

- 【新規】オリンピック・パラリンピック開催への準備**
 - ・会場周辺路線の無電柱化、開催に向けた環境整備の推進
 - ・江東区東京オリンピック・パラリンピック基金の創設 など
- 【新規】南部地域における公共施設の整備**
 - ・人口増や区民ニーズに対応するため、必要となる公共施設の選定や効率的・効果的な整備手法、用地の確保の検討 など
- 緑化・温暖化対策の推進**
 - ・校庭の芝生化、屋上緑化
 - ・再生可能エネルギー設備の導入
 - ・木材利用の推進 など
- 子育て・教育環境の整備**
 - ・認可保育所の整備による、実質的待機児童の解消
 - ・人口増に対応するため小中学校を整備 など
- 高齢者・障害者関連施設の整備**
 - ・特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備
 - ・障害者多機能型入所施設の整備 など
- 南北交通の利便性の向上**
 - ・地下鉄8号線(有楽町線)の延伸(豊洲-住吉間)の実現
 - ・延伸費用に充てるための基金の積み立て など
- 【新規】災害に強いまちづくりの推進**
 - ・江東区中央防災倉庫等区内防災施設の整備・改修
 - ・木造住宅密集地域における不燃化の取り組み など

長期計画(後期)の概要版配布 4/10(金)～

概要版・リーフレットを、こうとう情報ステーション(区役所2階)と各出張所・図書館で無料配布します。全文は、こうとう情報ステーションで頒布(1,200円)するほか、各図書館、こうとう情報ステーション、区ホームページでも閲覧できます。ぜひご覧ください。

☎ 企画課企画担当 ☎3647-9168



長期計画(後期)概要

1面からつづき

計画人口

長期計画(後期)では直近の人口に基づき計画人口を見直しました。目標年次である平成31年の人口は、おおむね52万人と推計しました。

財政計画

本区の人口増加や主要経済指標等に基づき、後期5か年で見込まれる歳入・歳出全体の財政規模を的確に推計しました。

長期計画(後期)の視点

1. 協働
区民満足の向上と地域の活性化を図るため、市民団体や事業者と区がともに地域課題の解決に取り組む「協働」を積極的に推進します。

2. 地方分権

区民福祉を向上させる観点から、国や都から区への権限と財源の委譲を積極的に進めたいと考えており、引き続き地方分権改革の推進を強く求めていきます。

3. 行財政改革

行政評価システム
引き続き行政評価システムの活用を図るとともに、客観的な視点に立った評価を施策に反映させるため、外部評価を実施します。

職員体制の改革

限られた人材の中で、執行体制の見直しを図り柔軟な人員配置を行います。

組織・機構改革

時代の要請に沿った効率的かつ効果的な組織体制の整備に努めます。

4. 施設整備・改修計画

財政状況を十分勘案のうえ、近年の人口増加に対応する新たな施設の整備や、老朽化した既存施設の改修等を適切に実施していきます。

事業運営手法の改革

アウトソーシング基本方針に基づき、指定管理者制度の導入や、施設の民営化など積極的に事業運営手法の改革を図ってまいりました。これまでの実績等の検証を行い、さらなる創意工夫を凝らすことで事務事業の見直しを図り、より簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。

歳入確保に向けた取り組み

広告収入などの自主財源確保を積極的に検討します。

公有財産の有効活用

施設の用途廃止等に伴う跡地利用については、区民要望に十分配慮したうえで、全区的立場から必要な公共・公益施設の確保を図ることを検討します。

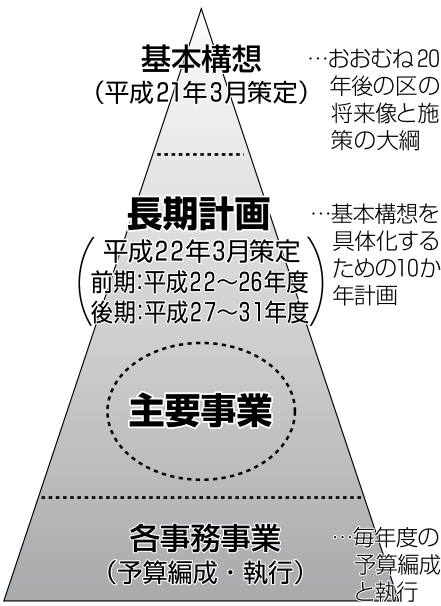
表1 施策の体系

大綱	施策
I. 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1 水辺と緑のネットワークづくり
	2 身近な緑の育成
	3 地域からの環境保全
	4 循環型社会の形成
	5 低炭素社会への転換
II. 未来を担う子どもを育むまち	6 保育サービスの充実
	7 子育て家庭への支援
	8 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成
	9 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進
	10 地域や教育関係機関との連携による教育力の向上
	11 地域ぐるみの子育て家庭への支援
	12 健全で安全な社会環境づくり
	13 地域の人材を活用した青少年の健全育成
III. 区民の力で築く元気に輝くまち	14 区内中小企業の育成
	15 環境変化に対応した商店街振興
	16 安心できる消費者生活の実現
	17 コミュニティの活性化
	18 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進
	19 男女共同参画社会の実現
	20 文化の彩り豊かな地域づくり
	21 地域資源を活用した観光振興
	22 健康づくりの推進
	23 感染症対策と生活環境衛生の確保
IV. ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	24 保健・医療施策の充実
	25 総合的な福祉の推進
	26 地域で支える福祉の充実
	27 自立と社会参加の促進
V. 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	28 計画的なまちづくりの推進
	29 住みよい住宅・住環境の形成
	30 ユニバーサルデザインのまちづくり
	31 便利で快適な道路・交通網の整備
	32 災害に強い都市の形成
	33 地域防災力の強化
	34 事故や犯罪のないまちづくり
計画の実現に向けて	1 区民の参画・協働と開かれた区政の実現
	2 スリムで区民ニーズに対応した行財政運営
	3 自律的な区政基盤の確立

表2 施策実現に関する指標の一部

施策実現に関する指標	単位	現状値(26年度)	目標値(31年度)
水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	82.3	85
環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	53.9	60
延長保育を実施している保育園の数	園	72	122
全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値(上段:小学校、下段:中学校)	-	106.9 102.4	109 104
放課後子どもプランを実施している小学校数	校	26	46(30年度)
魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	36.7	45
町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.9	26
江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	千人	1,442(25年度)	2,000
自分は健康だと思う区民の割合	%	69.4	75
入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575(25年度)	2,811
ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	%	34.1	60
不燃領域率70%以下の町丁目数	-	16(23年度)	0
江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	16.2	0

区の計画体系…長期計画で設定する指標に基づき各事務事業を執行します



長期計画(後期)分野別計画(原案)パブリックコメント

寄せられた意見と区の考え方

平成26年10月に行った長期計画(後期)分野別計画(原案)のパブリックコメントにご意見をありがとうございました。201人の方から277件の意見が寄せられました(下表)。

意見と区の考え方(抜粋)

○公園の整備により花と緑を増やしてほしい。

○区民の考え方は、公園花や緑につきまちは、公園

を新設・改修する中で、その公園の大きさや形状、周辺環境、地元調整等を考慮した上で配置を検討していきます。

○認可保育園でも、幼稚園のような教育を行う施設を増やしてほしい。

○地下鉄8号線(豊洲)住吉間

の早期事業化を望む。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

○地下鉄8号線(豊洲)住吉間の早期事業化を望む。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

も、子育て支援新制度においても、質の高い幼児期の教育・保育の提供が求められていますので、今後は、区立保育園においても積極的に教育活動を取り入れ、幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

江東区行財政改革計画(後期)を策定

「長期計画の着実な実現を目指して」

計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

長期計画を着実に推進し、未来の江東区づくりに向けた堅固な財政基盤を築きます。

・透明、公正な行財政運営の実現

・効率的な行財政運営と組織体制の確立、人材の育成

・安定的な財政基盤の確立

2. 計画の位置づけ

長期計画を実現するための財政運営や、組織・職員体制など

区ホームページ等で全文を公開

長期計画(後期)分野別計画(原案)パブリックコメントに寄せられた意見と区の考え方・行財政改革計画(後期)の全文は、各図書館、こうとう情報ステーション(区役所2階)、区ホームページで閲覧できます。ぜひご覧ください。

☎ 企画課企画担当 ☎ 3647-9168

施策の実行力を保証するための、区政運営管理の取り組みです。

区の考え方

区では、地下鉄8号線の延伸を重点プロジェクトに位置づけ推進していきます。都も「整備効果の高い路線」としており、今後早期整備に向け、関係機関と協議調整等を図っていきます。

パブリックコメントに寄せられた意見

分類	件数
長期計画の個別施策に対する意見	
I. 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	39
II. 未来を担う子どもを育むまち	37
III. 区民の力で築く元気に輝くまち	23
IV. ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	34
V. 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	117
計画の実現に向けて	3
長期計画全体に対する意見	3
その他長期計画以外に対する意見	21
合計	277

江東区議会議員選挙 江東区長選挙

投票日 4月26日(日)

投票時間
午前7時～午後8時

4月26日(日)に投票、翌27日(月)に開票が行われます。区議会議員の定数は、44人です。

入場整理券の配付
4月16日(木)ごろから、各人のものを世帯ごとに封書で送りますので、投票所へ必ずお持ちください。入場整理券が届かない場合や、破損・紛失により投票所が分からない場合は、お問い合わせください。※詳細は、入場整理券に同封の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

期日前投票
投票当日に、仕事や旅行などの用事等で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

不在者投票
「江東区外での不在者投票」
区外に滞在中の方は、あらかじめ郵便などで投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。手続きに日数がかかるため告示日前から早めにご請求ください。

投票参加の呼びかけ
区民の中から委員候補を推薦する方が、駅や商店街、大型店舗の周辺などで、投票参加の呼びかけを行います。

不在者投票
「郵便等による不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

不在者投票
「不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

不在者投票
「不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

不在者投票
「不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

不在者投票
「不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

不在者投票
「不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

不在者投票
「不在者投票」
身体障害者手帳をお持ちで、

定員の要件に該当する方、または介護保険被保険者証をお持ちで区分が「要介護5」の方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

投票所・投票場所の変更
改修工事のため、投票所3か所と投票場所1か所に変更があります(別表2・3)。該当区域にお住まいの方は、お間違いないようお願いいたします。

期日前投票所
別表1 期日前投票所

投票所変更
別表2 投票所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票所変更
別表2 投票所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

投票場所変更
別表3 投票場所変更

第1回区議会定例会終わる 平成27年度各会計予算などを可決

平成27年第1回区議会定例会が、2月19日から3月17日まで(会期27日間)開かれました。

今回の定例会では、「平成27年度江東区一般会計予算」など43議案について審議され、それぞれ原案どおり可決されました。

○予算案件(9件)
「平成27年度江東区一般会計予算」など

○条例案件(26件)
「江東区東京オリンピック・パラリンピック基金条例」など

○契約案件(2件)
「江東区立北砂小学校校舎増築」

○意見書(6件)
「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書」など

※区議会では、本会議等のインターネット中継(生中継・録画中継)を配信しています。ぜひ、ご覧ください。

区議会事務局調査係
☎(3647)3548

4月から区の組織が一部変更

4月からの組織を一部変更します。変更される部署は次のとおりです。

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

福祉部
障害者支援課の係の統合と名称の変更を行います。また、平成28年4月の障害者差別解消法

定期(法定)予防接種

対象者には個別に接種票を送付

区では、定期(法定)予防接種を実施しています。対象者には、個別に郵送で接種票をお送りしています。接種時期になりましたらお子さんの体調の良いときに母子手帳を持って接種を受けてください。

区ホームページでも各予防接種時期等をお知らせしています。

日本脳炎定期予防接種未接種者は母子手帳で確認を

日本脳炎は、接種のご案内を行っていない期間があり、平成7年4月2日、平成19年4月1日生まれの方については、予防接種を受ける機会を逃していることがあったため、6か月〜20歳未満の間、未接種分を受けることができます。母子手帳で接種履歴を確認し、合計4回の接種を終えていない方は、指定医療機関で予防接種を受け取り、接種を受けてください。13歳以上の方は同意書(区ホームページ)

麻疹は、感染力が非常に強く特効薬もないため、かかると重症化しやすい病気です。麻しん風しん混合(MR)ワクチンは、1期(1歳)になってから2歳になるまでの1年間と2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。それぞれ法定接種期間が定められていますので、期

間内に接種してください。ワクチン任意接種期間(無料)小学4年生の年度末まで

区では、2歳を過ぎてから小学校4年生の年度末まで、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかった児童は、母子手帳を持参し、江東区指定医療機関で2回接種してください。なお、任意の予防接種は予防接種法に基づかない接種となるため、万一健康被害が発生した場合、予防接種法の救済の対象にならず、区が加入する賠償保険等による救済対象となります。

保健所保健予防課係
☎(3647)5906

支援センターを中心とした、子育て支援策の連携を強化するため、子ども家庭支援係を新設します。

子育て支援課子ども家庭支援係(区役所3階15番)
☎(3647)4408

土木部
道路関連施設の保全業務を行う部署の名称を、道路事務所から道路保全係に変更します。

道路施設保全課道路保全係(道路事務所内)
☎(3642)5004

教育委員会事務局
庶務課に、総合教育会議や教育政策に関する「大綱」など、教育政策を総合的に取り扱う、教育政策調整係を新設します。

庶務課教育政策調整係(区役所6階1番)
☎(3647)8542

子ども未来部
子育て支援課に、子ども家庭

子育て支援課に、子ども家庭

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を除いて、江東区に住んでいる方は原則国民健康保険に加入しなければなりません。

次に該当する方は、国民健康保険の加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない方
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない方
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方

※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)

式会社・有限会社・財団法人等にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

就職や扶養認定で職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。お勤め先の会社が届出を代行することはありません。

加入・喪失の届出は、14日以内に行ってください。届出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった分の医療費を返還することになったりしますので、ご注意ください。

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援金分)を、40歳～64歳の方はさらに介護納付金分(介護分)を合わせて算出します。それぞれの平成27年度の保険料率等が、下表のとおり改定されました。

なお、納付方法は普通徴収と特別徴収の2種類です。

「普通徴収」年間保険料額を、6月期～平成28年3月期までの10回に割り振り、納付書または口座振替等で納めていただきます。「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法です。4・6・8月に仮徴収(※)として納めていただいた後、10月から本徴収が始まります。本徴収は年間保険料額から仮徴収額を除いた残額を、10・12・2月に割り振ります。

※現在すでに特別徴収の方は、平成27年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として納めていただきます。

平成26年4月以降に65歳になった方や転入した方等で新たに対象となる方は、平成26年度の基礎賦課分と後期高齢者支援金

特別徴収(年金からの差し引き)が4月、6月から始まる方あて仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

なお、引き続き年金から差し引きされる方の4月と6月の保険料は2月と同額になります。

平成27年度の保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度等分を合わせた年間保険料のおおむね6分の1の額を仮徴収として納めていただきます。対象の方には事前に仮徴収額決定通知書をお送りします。

医療保険課資格相談係
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送

特別徴収が始まる方へ

(年金からの差し引き)

介護保険料の仮徴収額通知書を送付

特別徴収(年金からの差し引き)が4月、6月から始まる方あて仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

なお、引き続き年金から差し引きされる方の4月と6月の保険料は2月と同額になります。

平成27年度の保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度等分を合わせた年間保険料のおおむね6分の1の額を仮徴収として納めていただきます。対象の方には事前に仮徴収額決定通知書をお送りします。

介護保険料は、皆さんの納める保険料で支えられています。納

が減額されます。平成27年度は減額基準が変更されました。均等割額減額基準、納付方法、非自発的失業者の軽減措置などの詳細は、国保加入世帯に今月中旬にお送りする「国保だより」をご覧ください。

医療保険課収納管理係
☎(3647)8520

非自発的失業者の方の保険料を届け出により軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

雇用保険受給資格者証の理由コードが「特定受給資格者11、12、21、22、31、32」「特定理由離職者123、33、34」で離職時の年齢が65歳未満の方

保険料の均等割額の減額基準の変更

前年中の総所得金額等が基準以下の方に対して、保険料の均等割額の7割、5割または2割

保険料の計算のしかた等

1. 年間所得額を算出し、世帯分を合算

$$\text{年間所得額 (a)} = \text{国保加入者の所得 (収入 - 必要経費)} - \text{基礎控除額 33万円}$$

加入者全員の(a)の合算額=(A)、40～64歳の加入者全員の(a)の合算額=(B)

2. 次のそれぞれにつき、保険料を算出

基礎賦課分(医療分)	(A) × 0.0645 + 33,900円 × 世帯の国保加入者数	=	年間医療分 (52万円を限度)	(C)
後期高齢者支援金等分	(A) × 0.0198 + 10,800円 × 世帯の国保加入者数	=	年間支援金分 (17万円を限度)	(D)
介護納付金分	(B) × 0.0148 + 14,700円 × 世帯の40～64歳の国保加入者数	=	年間介護分 (16万円を限度)	(E)
	所得割額		均等割額	

3. 上の[2]で算出した額を合計して、年間保険料を算出

$$\text{年間保険料} = \text{年間医療分 (C)} + \text{年間支援金分 (D)} + \text{年間介護分 (E)} = \text{年間保険料 (85万円を限度)}$$

保険料の支払いが困難な方はご相談を

保険料を滞納していると、その期間に応じて、介護サービスを利用する際に、利用者負担が3割に引き上げられるなどの措置がとられる場合があります。保険料を分割してお支払いいただく等の方法もありますので、ご相談ください。

徴収嘱託員の訪問・コールセンターからのお知らせ

徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します。平日のほか、

土・日曜、祝日にも保険料の徴収に伺います(嘱託員は、身分証を携帯しています)。

外出が困難な方等で訪問をご希望される方は、介護保険課までご連絡ください。また、コールセンターから電話による未納のお知らせも行っています。

介護保険課資格係
☎(3647)9493



みどりのカーテン育て方講習会

省エネ・温暖化ストップに役立てよう

本講習会を受講済みの方向けと初めて受講する方向けに、分けて実施します。参加者にはゴーヤ苗を1人2株、無料で配付します。また、9月にみどりのカーテンコンテストを開催する予定です。

時①4月29日(水・祝)②5月3日(日・祝)③5月9日(土)

※いずれも午前11時～正午(受講済みの方対象)、午後1時～4時(初めての方対象)場①えここつくる江東研修室(潮見1-29-17)②江東区文化センター大研修室(東陽4-11-3)③総合区民センター第5会議室(大島4-5-1)

人小学生以上(小学生は保護者同伴)の方、受講済みの方各20人・初めての方各30人(申込順、事業所の申込可)費無料

栽培や設置方法の講習(3

日とも同一内容)師石井匡志(樹木医)、岩崎寛(千葉大学大学院准教授)、江東エコリーダの会

注意○共同住宅のベランダ等に植栽を設置する場合、管理組合等の承諾が必要となります。事前に手続きをしてください。○設置にあたっては、落下や飛散の防止、避難路の確保等の安全対策をとってください。○土はごみとして廃棄できません。継続して栽培する等責任を持って始めてください。○参加された方のみどりのカーテンの生育状況などを区報やホームページで紹介する場合があります。

申4月5日(日)午前9時からえここつくる江東へ電話または窓口で
☎(3644)7130